

令和 8 年度 名古屋市教育委員会
会計年度時給制業務補助員（教育委員会事務局）募集要項

令和 8 年 8 月 17 日
教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課

今この募集要項を
ご覧になる方へ

今回募集の職は、いずれも年齢不問です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

別紙 1「会計年度時給制業務補助員（教育委員会事務局）募集一覧」のとおり

2 受験資格

次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日の以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

(1) 申込期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

(2) 申込方法

「受験申込書（様式 1）」を下記申込先まで郵送（8/31（月）必着）又は持参してください。

- ア 郵送の場合は、封筒の表面に朱書きで「会計年度時給制業務補助員 受験申込書在中」と記入し、配達記録が残る方法で送付してください。
- イ 持参の場合は、申込期間内（閉所日除く）の午前 9 時から午後 5 時まで受付けます。

【申込先】〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 14 号
教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課
電話：052-683-6401 担当：松永・大石

※ 複数の区分に応募することはできません。

※ 提出書類は返却しません。また、提出書類に不備がある場合は受付できません。

(3) 申込書類

ア 受験申込書

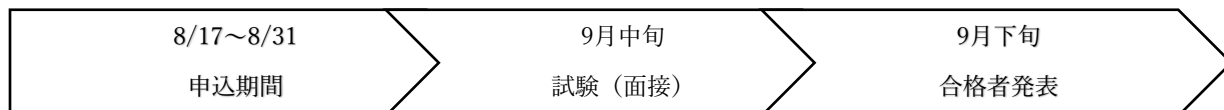
受験申込書に必要事項を記入し、正面写真（3ヶ月以内に撮影したもの）を貼り付けてください。（写真の裏面に油性ペンで氏名を記入してください。）

イ 返信用封筒

長形 3号封筒（12cm×23.5cm）に申込者の住所、氏名を記入のうえ、110円切手を貼り付けてください。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	日程	試験内容	配点
面接試験	9月中旬	面接試験を実施します。	100点満点

※ 試験において得点が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

(3) 会場及び集合時間

受験票に記載して郵送にてお知らせします。

(4) 試験結果の通知

試験結果は、9月下旬に可否を問わず郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

(1) 採用日は令和 8年10月 1日を予定しております。（採用後 1月間は条件付採用期間となります。）

(2) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は合格発表の日から令和 9年 3月31日までとなります。

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

6 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

試験 不合格者	・試験順位 ・試験得点 ・試験合格基準点	試験の結果発表日から その翌月同日まで （ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで） ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （閉庁日を除く）	教職員研修・採用課において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）を提示して口頭で申し出てください。
------------	----------------------------	--	--

※ 提供申出は受験者本人又は不合格者が委任した代理人による申込先への来所が必要です。

また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。来所の際は事前にお電話でご連絡をお願いいたします。

※ 必要提示書類に不足がある場合は開示できません。

※ 来所の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来所はご遠慮ください。）

7 勤務条件

別紙 2「勤務条件について」のとおり

8 服務

地方公務員法上の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。なお、会計年度時給制業務補助員は、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下に該当する場合は認められませんので留意してください。また、兼業を行う場合は、採用後に兼業先や従事内容を届出いただく必要があります。

（兼業が認められない場合）

ア 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など）

イ 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

ウ 兼業を行うことによって名古屋市の信用を損なうおそれがある場合

9 個人情報の取扱い

採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課 担当：松永・大石

名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 14 号

TEL:052-683-6401 FAX:052-681-7941